

平成 2 9 年 3 月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成 2 9 年 3 月 3 日（金曜日）午後 2 時 0 0 分から午後 5 時 3 8 分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1 . 開 会

2 . 会議録署名者の決定

3 . 議 事

日程第 1 （議案第 1 5 号） 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会が受任することについて（教育総務室）

日程第 2 （議案第 1 6 号） 市立小、中学校長及び学校給食センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について（学校教育部）

日程第 3 （議案第 1 7 号） 新・相模原市支援教育推進プラン後期改定版について（学校教育部）

日程第 4 （議案第 1 8 号） 相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について（教育総務室）

日程第 5 （議案第 1 9 号） 相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について（教育総務室）

日程第 6 （議案第 2 0 号） 相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について（教育総務室）

日程第 7 （議案第 2 1 号） 相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について（教育総務室）

日程第 8 （議案第 2 2 号） 相模原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（教育総務室）

日程第 9 （議案第 2 3 号） 相模原市立公民館長の人事について（生涯学習部）

日程第 1 0 （議案第 2 4 号） 平成 2 9 年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付に係る諮問について（生涯学習部）

日程第 11 (議案第25号) 平成29年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問について(生涯学習部)

日程第 12 (議案第26号) 相模原市岩本育英奨学金奨学生の決定について(教育環境部)

日程第 13 (議案第27号) 相模原市奨学金奨学生の決定について(教育環境部)

4. 報告案件

1 児童の放課後対策に係る小学校の活用と連携に関する共通の考え方について(教育総務室)

2 平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に係る本市の分析結果について(学校教育課)

5. 閉 会

出席者(4名)

教 育 長 野 村 謙 一

教育長職務代理者 永 井 博

委 員 福 田 須美子

委 員 永 井 廣 子

説明のために出席した者

教 育 局 長 笹 野 章 央 教育環境部長 新 津 昭 博

学 校 教 育 部 長 土 肥 正 高 生涯学習部長 佐 藤 暁

教 育 局 参 事 大 用 靖 教育総務室 杉 山 史 一
兼教育総務室長 担当課長

教 育 総 務 室 岡 本 達 彦 総合学習センター 齋 藤 嘉 一
担 当 課 長 所 長

総合学習センター 大 貫 努 総合学習センター 武 井 弘 子
主 幹 副 主 幹

教 育 環 境 部 参 事 井 上 京 子 学 務 課 主 査 菅 井 雄 太 郎
兼 学 務 課 長

学 務 課 主 査 屋 宜 謙 和 教育環境部参事 山 口 和 夫
兼 学 校 施 設 課 長

学 校 教 育 部 参 事 江 戸 谷 智 章 学 校 教 育 課 大 木 真 理
兼 学 校 教 育 課 長 担 当 課 長

学校教育課 担当課長	松田知子	教職員課長	佐々木隆
教職員課担当課長	菊池政弘	教職員課担当課長	佐野強史
生涯学習部参事 兼生涯学習課長	藤田知正	生涯学習課 担当課長	島田欣一
スポーツ課長	菊地原 央	スポーツ課 担当課長	高林正樹
こども育成部参事	榎本哲也	こども施設課長	榎本好二
事務局職員出席者 教育総務室主任	田村雄一	教育総務室主事	上原達也

開 会

野村教育長 ただいまから相模原市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 4 名で、定足数に達しております。

本日、大山委員より欠席の届出がありましたので、ご報告をいたします。

本日の会議録署名につきましては、永井博委員と福田委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議の日程 1 から日程 1 1 まで、並びに報告案件 1 及び報告案件 2 については公開の会議とし、日程 1 2 及び日程 1 3 については、個人情報が含まれる内容ですので、公開しない会議として取り扱うことよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 ではご異議ございませんので、本日の会議は日程 1 から日程 1 1 まで、並びに報告案件 1 及び報告案件 2 については公開の会議とし、日程 1 2 及び日程 1 3 については、公開しない会議といたします。公開しない会議とする案件は、本定例会の最後に審議することといたします。

傍聴人の方はお入りいただいて結構です。

(傍聴人の入場)

野村教育長 本日の会議は、日程 1 から日程 1 1 まで、並びに報告案件 1 及び報告案件 2 については公開の会議とし、日程 1 2 及び日程 1 3 については、公開しない会議といたします。公開しない会議とする案件は、本定例会の最後に審議をすることといたします。

では、議事に入る前にここで 1 点ご報告を申し上げます。平成 2 9 年 2 月 2 8 日付で、飲酒運転による交通事故、教員の盗撮行為、及び教員の体罰に係る教員の処分を 6 人、及び 3 人の教育委員会事務局管理職の処分を行いました。その後同日に記者会見を行ったところで、記者からは教育委員会としての綱紀粛正のさらなる徹底というものを、厳しく求められたところであります。概ね 1 時間半にわたり教育委員会として、今後のさらなる取り組み等の説明もさせていただきました。

また同日付で、教職員の綱紀の保持についてということで、小中学校長宛てに私から事務連絡ということで、文書を出したところであります。特にこの文書の中におきましても、飲酒運転の事案、盗撮行為の事案、体罰の事案、それぞれ具体的な内容も掲げまして、その上で今回の案件がいかに市民の信頼を損なわせたかということに触れて、今後さらなる

綱紀の保持、不祥事に教育委員会と学校一体となって取り組むということ、通知したところでもあります。

また3月1日の夕刻から、臨時校長会議を開きました。その中で私からまた学校教育部長から、改めて法令順守と綱紀の保持について、指導徹底するように訓示等行ったところでもあります。

特に今回のようなこうした不祥事が、児童生徒に大きな心の痛みを負わせてしまうこと、また保護者、地域からの信用を失う、また市全体の教育、学校への信頼を失うことにつながる、こうしたことから、徹底した不祥事の防止に努めてほしいということをお話したところでもあります。早急に各学校におきまして、特別な時間を取りまして、指導・研修の時間を設けること、これをお話いたしました。当日使った資料については、今回の事案のそれぞれの概要、処分内容、それからここ数年間の懲戒処分の事例、それから不祥事を起こした場合の市全体への影響等、資料として詳しく掲げてございます。また、事故防止会議報告書ということで、これは各学校で不祥事に係る防止の指導研修を行った後に、各学校からその指導研修の内容、また職員のこういった意見が出たのか、こういったことも含めて、全て報告を挙げるようにという、こうしたことをお話をしたところでもあります。

さらに、こうした指導・研修については、4月になりますと新年度となり、組織体制、人員も変わりますので、これを改めて、また早期に行う、こうしたことをお話をいたしました。

また3月1日同日には、当該事案が発生した3つの学校におきまして、臨時の保護者会を開催し、改めて事案の説明及び謝罪、そして今後の取り組みについて、お話をいたしました。

また今後の取り組みですが、今後全校の児童生徒及び家庭に、教育委員会から今回のことに関してのお詫びと、今後の取り組みについての通知を出したいというふうに考えております。

報告については、以上でございます。

市長の権限に属する事務の一部を教育委員会が受任することについて

市立小、中学校及び学校給食センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

野村教育長 それでは、これより日程に入ります。日程1、議案第15号、市長の権限に

属する事務の一部を教育委員会を受任することについて、及び日程 2、議案第 16 号、市立小、中学校長及び学校給食センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則についての 2 つの議案は関連がありますので、事務局から一括して提案説明を行い、審議した後、個別に採決を行います。

それでは、事務局より説明をいたします。

大用教育総務室長 議案第 15 号及び議案第 16 号につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第 15 号、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会を受任することについてにつきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による市町村立学校職員給与負担法の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されることに伴い、相模原市長から地方自治法第 180 条の 2 の規定により、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会へ委任することについて、協議の申し入れがあったため、教育委員会として受任いたしたく、提案するものでございます。

教育委員会を受任する事務についてでございますが、市立小中学校に勤務する全ての常勤職員に係る児童手当の認定に関する事務となります。

恐れ入りますが、議案第 15 号関係資料をご覧いただきたいと存じます。現在、県費負担教職員の児童手当の認定事務につきましては、神奈川県知事から神奈川県教育委員会に委任され、神奈川県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の規定の基づき、神奈川県教育委員会から本市教育委員会に委任されております。さらに本市教育委員会では、市立小中学校の校長に当該認定事務を委任し、事務を執行しております。

平成 29 年 4 月 1 日からは、県費負担教職員の給与負担等が、神奈川県から本市に移譲されることにより、県費負担教職員の児童手当の認定事務が、神奈川県知事から相模原市長の権限に属する事務となりますが、現在と同様、市立小中学校の校長が市立小中学校に勤務する全ての常勤職員の児童手当の認定事務を執行するため、相模原市長より当該認定事務を教育委員会を受任するものでございます。

なお受任開始の時期でございますが、平成 29 年 4 月 1 日とするものでございます。

土肥学校教育部長 続きまして、議案第 16 号、市立小、中学校長及び学校給食センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則についてにつきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による市町村立学校職員給与負担法の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されることに伴い、委任事務に係る職員の範囲及び受任者に係る規定の改正、手当の確認等に係る規定の削除、職員の就労の状況の証明に関する事務を相模原市立小学校長及び中学校長へ委任するための規定の追加その他所要の改正をいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により、提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案第16号関係資料2をご覧いただきたいと存じます。はじめに、1の改正の主な内容についてでございますが、(1)のこれまで教育長からの委任により市立小、中学校長及び学校給食センター所長が行っていた、県費負担教職員及び県費非常勤職員に係る諸手当の認定等につきまして、権限移譲に伴い、学校に勤務する職員の児童手当の認定等を校長に委任するものでございます。

なお、通勤手当、住居手当及び扶養手当等の認定等につきましては、校長に委任はせず教育長の権限としますが、(2)の教育長の権限の専決事項等を定める(仮称)相模原市学校職員事務専決規程において、校長の専決事項として規定するものでございます。

次に、2の施行期日についてでございますが、平成29年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第15号及び議案第16号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。いずれも神奈川県からの権限移譲に基づく案件でございます。これより質疑、意見等がございましたら、お願いをいたします。

特にございませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 特に質疑、ご意見等がございませんので、これより採決を行います。

はじめに、議案第15号、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会が受任することについてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第15号は可決をされました。

次に、議案第16号、市立小、中学校長及び学校給食センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第16号は可決されました。

新・相模原市支援教育推進プラン後期改定版について

野村教育長 次に日程3、議案第17号、新・相模原市支援教育推進プラン後期改定版についてを議題といたします。事務局より説明をいたします。

土肥学校教育部長 議案第17号、新・相模原市支援教育推進プラン後期改定版につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市教育振興計画の施策分野別計画として、新・相模原市支援教育推進プラン後期改定版を策定いたしたく、提案するものでございます。

12月以降、新・相模原市支援教育推進プラン後期計画策定委員会や相模原市支援教育ネットワーク協議会、パブリックコメントでのご意見をもとに、文言や表現の精査を行ったものでございます。策定の趣旨、主な施策等につきまして、学校教育課長からご説明をいたします。

江戸谷学校教育課長 それでは、別紙の新・相模原市支援教育推進プラン後期改定版の2ページをご覧くださいたく存じます。本プラン策定の趣旨に関するところでございますが、(1)本市の状況の冒頭でございますよう、本市の支援教育は「児童・生徒1人ひとりがみんな、楽しく、いきいきと学んでいる姿」を目指しております。

4ページをご覧ください。2の計画の概要(1)計画の位置付けにつきましては、「新・相模原市総合計画」の部門別計画でございます、「相模原市教育振興計画」の施策分野計画となっております。

(2)の計画期間でございますが、支援教育を取り巻く環境に対応していくための改定を行い、平成29年度から平成31年度までの3年間の計画を示しております。

次に5ページをご覧ください。基本的な考え方の1推進目標でございますが、中期の計画と同様、「児童・生徒1人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行います」とし、誰をも包み込むというインクルージョンの理念のもと、障害の有無にかかわらず、児童生徒が成長の過程で、共に学び共に育つ教育の実現を目指しております。

2に基本方針につきましては、後期も引き継いでいくものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをご覧ください。3の支援教育推進に当たってでございますが、この図は下から上に向かって、修学前、小学校期、中学校期、卒業後という発

達段階に応じて、学校内や関係機関等の支援の体制をイメージ図にしたものでございます。

また7ページの下段にございますよう、様々な教育的ニーズに応じた一貫した支援体制づくりに努めるとともに、今後も本市の支援教育の趣旨を広く周知してまいります。

なお図に掲載しております関係機関につきましては、平成29年度こども育成部がこども・若者未来局に組織再編となることから、名称と業務を確認の上、変更する予定でございます。

続きまして8ページをご覧ください。4前期・中期の成果と後期の重点取組事項についてでございますが、8ページから13ページに、各方針ごとに成果指標、中期に取り組んだ成果と課題、後期の重点取組事項につきまして、示してございます。重点取組事項は、9ページ下段の「個別の指導計画の作成と活用の推進」、「支援教育指導員による巡回相談の充実」、1ページおめくりいただきまして、11ページ下段、「総合学習センター等における支援教育に係る研修の充実」、「相模原市支援教育ネットワーク協議会の充実」、さらにもう1ページめくっていただきまして、13ページ下段、「通級指導教室（サポートルーム）の設置」、「校内支援体制構築のための人的支援の充実」でございます。

続いて14ページをご覧ください。5新・相模原市支援教育推進プランの体系といたしまして、プラン全体の系統や主な施策の一覧を示しております。

15ページをご覧ください。施策の方向と主な施策につきましては、15ページから26ページとなっており、各基本方針における施策の方向と主な施策について記載をしております。ここでは、中期の成果と課題を踏まえ、継続すべき施策、既に達成した施策、実情と合わせてなくなってきた施策の整理・統合、また新たに取り組むべき施策についても位置付けてございます。

続きまして、27ページから29ページをご覧ください。後期の計画進行表でございますが、先ほど説明をいたしました中期の成果と課題を踏まえ、後期における具体的な取組事項を示しております。二重囲みの矢印にあるものは、後期の重点取組事項となっております。

30ページをご覧ください。資料といたしまして用語解説を設け、本プランに関する用語について解説をしております。

35ページをご覧ください。後期改定版に関する検討経過について、記載をしております。

続きまして、2ページおめくりいただきまして、新・相模原市支援教育推進プラン参考資料をご覧ください。参考資料には、就学前から小学校、小学校から中学校、中学校から高校に情報をつなぐための支援シート、特別支援学級と通常の学級において使用する「個別の指導計画」の様式例、支援教育に関するデータを掲載しております。

次に、議案第17号参考資料の新・相模原市支援教育推進プラン後期改定版(案)に関するパブリックコメント手続きの実施結果についてをご覧ください。パブリックコメントは、平成28年12月15日から平成29年1月23日まで実施し、5人の方から24件のご意見をいただきました。

3ページをご覧ください。通し番号3、4の通級指導教室に関する意見を反映し、修正の参考といたしました。

7ページをご覧ください。通し番号19の重点取組事項に関する意見を反映し、修正の参考といたしました。

8ページをご覧ください。通し番号24のサポートルームの用語解説に関する意見を反映し、修正の参考といたしました。その他の意見につきましては、本プランの基本方針や施策の方向性、具体的な施策において、既に反映されており、加除修正は必要ないと判断をいたしました。以上、新・相模原市支援教育推進プラン後期改定版につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

福田委員 パブリックコメント手続きの実施結果についてですけれども、お寄せいただいた意見についての趣旨、それから本市の考え方ということで出ておりますが、その中に通級指導教室について、一部内容を追加すべきといったご意見とありますが、追加すべき内容はどのようなものがあったのでしょうか。

松田学校教育課担当課長 議案第17号参考資料の3ページをまずご覧ください。通し番号3、4のところの右の枠のところ、楕円の枠に書いていますけれども、学習面で支援が必要な子どもと書いていて、その下に新たに修正を加えた言葉として、通級指導教室での支援というものを加えさせていただきました。

あともう1点は、同じく参考資料の8ページ、通し番号24、これは用語解説に関わる箇所ですけれども、サポートルームの用語解説のところ、当初サポートルームは、情緒に課題がある児童生徒が適切な指導を受ける場というふうに記載していましたが、そこ

に、実際発達で課題のある児童生徒も通級による指導を受けているというところを踏まえて、「発達や」という言葉を加えさせていただきました。

福田委員 特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者から、通級指導も受けたいというような希望が出ていると伺っていたと思いますが、それについての対応はどうでしょうか。

江戸谷学校教育課長 学校教育法施行規則に、通級による指導については、通常の学級に在籍するお子さんがということが明記されている関係で、特別支援学級に在籍のお子さんにつきましては通えないということになっております。通えないのかというお問い合わせを受けているところでございますが、現状はそういうことで通えないということをご説明申し上げております。

福田委員 現状、法規的に難しいですが、ご検討できるようなことがあれば、ご検討願いたいというふうに思います。

永井（廣）委員 担当の教員への研修を積極的に行って、専門性を高めるっていうふうには書いてあるんですけども、やはりどの先生でも最低限の知識は持っていていただかないと、困るなっていうところがありますし、本当に日々学校の先生と接しているときに、発達障害、自閉症、ADHDとか、対応の仕方の知識がやっぱりあんまりないのではないかなという場面とか、そういう言動に行き当たるときが結構あるので、もちろん専門で担当している先生はもちろんのこと、普通のクラス担任といいますが、交流級もありますし、そういう方に対する研修ももっと深めていただければと思っていますが、現状はどうでしょうか。

齋藤総合学習センター所長 全て研修については、相模原市の支援教育の視点で執り行っておりますので、通常の学級の先生方にも、きちんと普通の授業で対応できるよう、研修を実施しています。

また研修だけではなくて、学校教育課、青少年相談センター及び総合学習センターと、関係機関きちんと連携をして、お子さんの相談であるとか、日々の子供たちの適確な把握っていう部分についても、きちんとできるように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

江戸谷学校教育課長 今まさに学校が非常に先生方も多忙化されている中で、子供たちの障害の多様化、またはその重度化ということもありまして、非常に多岐多様な対応が今迫られている状況でございます。

その中で、当然担任の力量ももちろんですし、今専門性を持った支援教育コーディネーターの育成や管理職も含め学校全体で支援教育を支えていくような仕組みをしっかりと構築していくことが大事なかなというふうにも感じておりますので、個々の教員の力量も含め、学校全体の組織力の向上も図ってまいりたいというふうに考えております。

永井（廣）委員　そうですね、私も本当に発達障害とか自閉症とか、そういう仕事に関わるようになって、ものすごく勉強させていただいているんですけど、してもしても追いつかないんですね、本当に。なので先生方もご多忙の中、本当に大変なことはよく分かりますが、子供たちはやっぱり1人ひとり違う状態の中で、自分を分かってほしいという気持ちが絶対にあると思いますので、ひとくくりにせず、個々の対応ができるような力量を身に付けていただけると良いと思いますので、よろしく願いいたします。

野村教育長　そうですね、教職員の研修、理解の充実は当然で、あとやっぱり保護者の方にも、理解を深めていただくことも大事ですよ。他にございますか

福田委員　今教員は、先ほどお話にもあったように、なかなか時間が取れていないという今現実があるかと思えます。そういう意味で実際にうまく対応できた事例をサンプリングしまして有効に、やっぱり知識じゃなくて、スキルとしてどうするかっていうところが、まだまだやっぱり遅れていると思うんですね。ですから、いろいろ特別支援学級とかも見せていただく中で、子供にとって発達が保証されたといわれるようないい取り組み等を集めて共有していくようなことも、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

また、家庭との連携等としてPTAでも、少し困難な事例・課題等も話し合っ、やっぱり全体でやって全員で共有していくという姿勢で、いい事例を集めていただきたいなというふうに思います。

江戸谷学校教育課長　今年度の取り組みの一つとしまして、発達障害に関わる手引きを今作成をしております。それを来年度の4月には、全校に発出をしたいというふうにも考えてございます。個々の担任の先生がそういった手引きを活用しながら、発達障害の子供への対応の仕方等につきまして、しっかりと理解を深めていけるよう、今後も努めてまいりたいと考えております。

齋藤総合学習センター所長　今、江戸谷課長からお話があった手引きについては、年度当初の研修の中で取り扱いをして、きちんと周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

また研修を受けた先生方が学校に帰って、ぜひそれをきちんと伝達をしていただけるよ

うな形、またそれをきちんとやっていただいたらどう変わっていくかということ、こちらとしてもきちんと把握をさせていただいて、先に進めてまいりたいというふうに考えております。

福田委員 有効活用できるような手引きにさせていただきたいと思います。

永井(博)委員 本プランの9ページに、成果と課題が書かれているんですが、その真ん中の課題の一番最初のところに、「個別の指導計画」を活用した支援体制の充実とあって下矢印になって、左がその「個別の指導計画」の作成と活用の推進と、こういう表現があるんですが、現在の使い方だとかその課題として考えていることをお教えいただきたいのですが。

松田学校教育課担当課長 それでは9ページに記載されております「個別の教育支援計画」と、同じページになります「個別の指導計画」のことについて、ご説明させていただきます。成果に挙げさせていただいております「個別の教育支援計画」につきましては、この3年間で市独自のシートを作りまして、それを全学校に周知をして活用するというふうな形を整えてきました。個別の支援が必要なお子さんについては、保護者の任意の部分もあるんですが、だいぶ周知が図られているものと思っております。そしてその下の重点取組事項に書いております「個別の指導計画」についてですが、特別支援学級と通級指導教室については、今もう100パーセントの作成と活用がされておりますが、通常の学級については、ここも必要なお子さんについては、作っていくことが望ましいとされているものの、現在のところは40パーセント程度の作成になっております。そこをさらに推進して必要な子供については、この「個別の指導計画」を作成して、通常の学級の中においても活用されるようにということで、個別の指導計画(通常の学級)という様式を作らせていただきまして、活用していくよう、これから推進していこうと思っておりますのでございます。

永井(博)委員 今の説明でとてもよく分かったんですが、通常の学級での作成の割合を高めたいと、様式も作っているわけですが、その具体的に通常の学級で使うというのは、どういうふうな使われ方をするというのでしょうか。

松田学校教育課担当課長 まずいろいろな場合があるかと思うんですけれども、一番最初に考えているのは、通常の学級には通級指導教室に通っているお子さんたちが在籍しております。通級指導教室においては、「個別の指導計画」を作っているもので、それを参考にしたものを通常の学級でもこの様式を使っていただきながら、例えば、こんな支援をした

らいいとか、そんなふうなところを入れていくというようなことをまず最初の時点では考えております。

永井（博）委員 私が今聞きたかったのは、担任等が作成してその後の活用の仕方です。特に通常学級でその手立てや方向性を明確にしたものを全職員あるいは学年職員で、どういうふうな使い方をするのかなと思ってお聞きしました。

野村教育長 さらに一步踏み込んだ活用の仕方っていうことですね。

江戸谷学校教育課長 学校によってそのお子さんへの対応ってさまざまな部分があるかと思いますが、想定するところとしましては、当然こういったお子さんを抱えている学級もしくは学年での学年会の中で、子供の指導につきまして共有をしていただいたり、または通常の学級でも、かなり重度なお子さんがもしいるようであれば、学校全体の中で現状の指導について、果たして方向性はこれでいいのかとか、子供の学習の状態がどういうふうに向いているのか、もしくは停滞しているのか等について、学校内でも検討いただくような一つの資料になるかというふうに考えております。

永井（博）委員 その状況によってケース会議と称しているんな立場から、課題のあるお子さんの指導を検討する際の資料になるというのは十分予想できるんですが、もっと日常的にということでお聞きしたつもりです。先ほど答えていただきましたので、それで十分です。

永井（廣）委員 支援級に通っていらっしゃるお子さんはいいんですけども、保護者の中でも発達障害、自閉症っていうことが全然よく分かってない保護者が結構いらっしゃると思うんです。いやうちの子普通ですっていうか、障害なんてありませんしって、ちょっとやんちゃなだけですぐらいな考えの保護者も結構多いかと思うんですね。そういう保護者と辛抱強く多分先生も話して合ったださっているんだとは思いますが、そういう話をするときの話法というかやり方というか、保護者とやっぱり意見が全然食い違って、子供本人のためにならないような決裂の仕方をしてしまっただいけないと思いますので、そういうことを防ぐ研修などは、行われていらっしゃるんでしょうか。

齋藤総合学習センター所長 具体的なケース会議ですと、青少年相談センターにスクールカウンセラーがおりますので、そういった方に一緒に入ってもらうとか、学校では取り組んでいただいていると思います。研修といたしましては、例えばケース会議の持ち方等について、支援教育ですので、やはり子供たち1人ひとり、教育的ニーズが違うというようなところもございますので、そのお子さんの状態に合わせて、いかに支援をしていくかと

いうところを、きちんとケース会議でまとめて進めていけるような形での研修等を実施をしているところでございます。

野村教育長 先ほど申し上げたように、保護者にいかにいい形でご理解いただくのかっていうのは大変難しい課題ですから、その辺も随時取り組みを進めていくことが大切ですね。

土肥学校教育部長 今確かに若い先生方も増えておりまして、保護者に非常に丁寧にお話をしても、なかなかご理解いただけないような状況も学校の中で増えていることは事実でございます。これからやっぱりそれぞれの学校では、こういうふうを考えるのは担任のみじゃなくて、支援教育コーディネーターであるとか、養護教諭であるとか、あるいは今お話にございましたスクールカウンセラーであるとか、いわゆるケース会議の中でチームでやるとかなりそのお子さんに対しても対応できている部分がありますので、状況によってはそういう組織で保護者の方と丁寧にお話し合いをする、そういったことを進めていくことが逆にこれから重要になってくるかというふうに思います。担任が抱え込むのではなく、いろんな専門的な、あるいは関係機関等の力も借りながら、対応していくようなそういう手法といたしますか、その重要性等について、また周知徹底、または研修の中でも扱ってまいりたいというふうに思っています。

野村教育長 いかがですか。さっそく4月からこの新たな後期のプランの1年目に入るわけですけれども、予算のときにご説明したように、ここでは支援教育を充実する上で、支援教育支援員の増員を図ります。他にございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 ではこれより採決を行います。

議案第17号、新・相模原市支援教育推進プラン後期改定版についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第17号は可決されました。

相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について

野村教育長 次に日程4、議案第18号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。事務局より説明をいたします。

大用教育総務室長 議案第18号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、業務内容の見直しに伴い、さがみ風っ子教師塾長の非常勤特別職としての職名を削除いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により、提案するものでございます。

恐れ入りますが、2枚おめくりいただいて、議案第18号関係資料2をご覧いただきたいと存じます。さがみ風っ子教師塾長につきましては、開校当初から教育及び人材育成に見識を持つ方に、定期的な助言や業務補助を受けながら、事業を継続してまいりましたが、開校から8年が経過し、塾の運営も軌道に乗ったことから、塾長との協議の結果、来年度より当塾の運営につきましては、事務局がより主体的に実施することとなりました。

これに伴いまして、今後の当塾の運営におきまして、塾長につきましては、さがみ風っ子教師塾運営要綱に基づいて職を委嘱し、開講式や閉講式等における講演や講話等を依頼することとし、定期的な指導助言及び業務補助をその職務として設置した市の非常勤特別職としての職名を規則から削除するものでございます。

本規則の施行期日でございますが、平成29年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 ただいま説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

福田委員 そういたしますと、さがみ風っ子教師塾長という職務は残るわけですね。仕事が講演と講話となり、その分が対価として支払われるということですね。

齋藤総合学習センター所長 委員おっしゃるとおり、年に数回おいでいただくということで、相模原市講師謝礼基準に基づいてお支払いをさせていただく予定でございます。

永井(博)委員 ちょっとよく分からないんですが、関係資料2でいくと、改正前、改正後ということで、非常勤特別職として職の廃止ですよね。改正後は職がなくなるわけですよ。

笹野教育局長 資料が分かりにくくなっており、誠に申し訳ありません。非常勤特別職という職としての塾長は廃止をさせていただきますが、それとは別に定めております、さがみ風っ子教師塾運営要綱に、塾長は設置をすることとさせていただいております。それに基づいた塾長が設置されて残りまして、そのことにより報酬の支払い方が非常勤特別職と

しての報酬ではなく、1回ごとの謝礼の支払いになるということでございます。

野村教育長 非常勤特別職の位置付けをなくすということですね。それによって月額報酬ではなくて、日払いで謝礼を支払うということです。

福田委員 改正前、改正後にこう横線が入っていますよね。これを見るとなくなっちゃっているように見えますが。

笹野教育局長 もともと当初、このさがみ風っ子教師塾を設置したときは、まだ教師塾そのものが未成熟な部分があったので、塾長に本当に定期的にお越しいただいて、運営の中身から塾の中身までご議論をいただき、またご指示をいただいております。

それから8年経過をいたしまして、いわゆる事務局が運営していく体制が安定いたしましたことと、塾長の川先生というのは、もともとほかの立場を幾つもお持ちになっている、JAXA宇宙航空研究開発機構の名誉教授であったり、横浜のほうの科学館の館長であったり、さまざまなお仕事を持っておられますので、そういった時間の兼ね合いもございまして、本市としてはあくまで教師塾の象徴である塾長としては、継続してお願いをし、また、ことあるごとに節目節目にはきちんとした塾長としてのお話をいただき、またご助言もいただくという形を取りました。それがやっぱり本来ですと非常勤特別職の月額報酬職としては、適切でないということでございます。そんなこともございまして、ここで在り方を見直させていただいて、こういう形を取ったものです。ですから非常勤特別職としては、規則で位置付けをしなければなりませんので規定しておりましたが、この規則上はこの職を廃止させていただきながら、本来の職としては要綱で設置した塾長という職に切り替えをさせていただくということです。ですからちょっとこの資料が非常勤特別職の規則上は廃止ということで、なくなってしまったというふうに見えてしまっておりますけれども、塾長としては継続してお願いをするというものです。少しその説明が足りなくて申し訳ございません。

永井(廣)委員 これは月額の10万円は廃止され、新しくは相模原市講師謝礼基準に基づいて支払われるということですが、この謝礼基準はどういったものなのでしょうか。

齋藤総合学習センター所長 相模原市講師謝礼基準では、例えば大学教授は1時間につきお幾らというのがございますので、それに基づいてお支払いをさせていただくということでございます。

永井(廣)委員 それは講演や講話等がないときには、来ることはないということですか。

齋藤総合学習センター所長　そうですね。

永井（廣）委員　これは的川先生ではなく、ほかの方になっても同じということなんじゃないか。

齋藤総合学習センター所長　おっしゃるとおりでございます。

野村教育長　理解しにくいでしょうか。要は非常勤特別職で報酬を支払う場合は、市はちゃんと規則の表に規定してお支払いしなくてはいけない。その対象ではなくなりますよということですよ。

福田委員　でも塾長としての役割ってというか責任とかは取りにくいですよ。少しお飾り的な形になっちゃうような。

野村教育長　それが先ほど局長がご説明したように、既に運営等については8年経過してきちんと運営ができるという前提の上でのお話です。

福田委員　そうしたら長をなくしてもいいってことではないんですか。

野村教育長　それはやはりシンボルというのもありますしね、対外的に教師塾塾長というその存在は大きいと思います。当然節目節目のときには来ていただいて、大事なお話というのはしていただくということですから。

福田委員　では、現塾長がお辞めになった後も継続というか、違う方を塾長としてお願いすると、雇うというよりもお願いするというような形にしていくというような流れなんじゃないか。

野村教育長　現時点では的川先生に引き続きお願いするという前提での本日のご説明です。他にございますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

野村教育長　では他に質疑、ご意見がないようでございますので、これより採決を行います。

議案第18号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

野村教育長　ではご異議ございませんので、議案第18号は可決をされました。

相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

野村教育長　次に日程5、議案第19号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規

則の一部を改正する規則についてを議題といたします。事務局より説明をいたします。

大用教育総務室長 議案第19号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による市町村立学校職員給与負担法の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されることに伴い、教職員の給与支払事務など、増加する事務に適切に対応するため、現在の「教職員課」を「教職員人事課」と「教職員給与厚生課」に分けて設置し、分掌事務を定めるほか、所要の改正をいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定のより、提案するものでございます。

改正の内容についてでございますが、議案第19号関係資料をご覧くださいと存じます。こちらは改正する規則の新旧対照表でございます。

まず1ページをご覧ください。下線部分が改正する部分でございます。第1条は本規則の対象となる組織の範囲、分掌事務などについて定め、規則の目的を規定しておりますが、職員の範囲から市立小学校及び中学校に勤務する職員を除くものです。なお市立小学校及び中学校に勤務する職員の倫理、服務などにつきましては、別に定める予定でございます。

次に第3条をご覧ください。教育局の組織についてでございますが、学校教育部の中で、「教職員課」を廃止し、「教職員人事課」と「教職員給与厚生課」を新たに設置するものでございます。

次に分掌事務についてでございますが、1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。教育総務室の分掌事務についてでございます。(14)職員の定数管理につきましては、新たに現在の県費負担の教職員を対象に加える改正でございます。

次に(17)職員の退職管理に関することでございますが、教育総務室が人事管理を行う教育委員会事務局職員の退職後の届出などにつきまして、分掌事務を追加するものでございます。

次の3ページをご覧ください。(25)教育局内で行った処分等に関する審査請求に関することについてでございますが、表現を市長事務部局など、庁内の統一的な表現に改めますとともに、「教職員課」を「教職員人事課」に改めるものでございます。

続いて1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。教職員課の分掌事務についてでございますが、教職員人事課と教職員給与厚生課に改めるものでございます。教

職員人事課につきましては、主な分掌事務といたしまして、「相模原市立小学校及び中学校に勤務する職員の人事に係る制度の企画及び調整に関すること」のほか、「教職員の任免、分限及び懲戒その他の人事に関すること」、「教職員定数の調整に関すること」など、14項目を定めるものでございます。

続いて次の5ページをご覧ください。教職員給与厚生課につきましては、主な分掌事務といたしまして、「教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に係る制度の企画及び調整に関すること」のほか、「教職員の給与その他の給与の支給に関すること」など、11項目を定めるものでございます。

次に5ページの下段をご覧ください。青少年相談センターの分掌事務についてでございますが、第16条の(1)から(3)の分掌事務につきましては、相模原市立青少年相談センター条例第3条に掲げる業務の順番に合わせて、並べ替えるものでございます。

施行期日は、平成29年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第19号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 この内容も神奈川県からの権限移譲に伴う組織の変更ですね。市長部局でいますと職員課、職員厚生課という2つの組織がありますが、それに準じた形で組織を新たに改めるといいます。では何か質疑、ご意見等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。特にございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは特に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第19号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ではご異議ございませんので、議案第19号は可決されました。

相模原市教育委員会教育長に関する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について

野村教育長 次に日程6、議案第20号、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。事務局より説明をいたします。

大用教育総務室長 議案第20号、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による市町村立学校職員給与負担法の改正及び教育公務員特例法等の一部を改正する法律が平成29年4月1日に施行されることに伴い、教職員の人事及び研修の一般方針の決定に係る規定の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案第20号関係資料の1ページをご覧いただきたいと存じます。新旧対照表になっているものでございます。第2条におきまして、「委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する」と規定されておりまして、各号で教育長に委任しない事項、すなわち教育委員会会議にて決定する事項が列記されてございます。

恐れ入りますが、裏面をご覧いただきたいと存じます。その列記したもののうち、今回改正いたします第14号及び第15号でございますが、ともに現行の「県費負担教職員」、これがなくなるわけですので、言い換える必要がございます。第14号の人事の一般方針を決定することにつきましては、「県費負担教職員」を「委員会の所管に属する小学校及び中学校の校長、教員及び事務職員」とし、対象者を改めて定義するものでございます。

続きまして、第15号の研修の一般方針を決定することにつきましては、これは教育公務員特例法に規定する学校の校長と教員を対象とすることから、「県費負担教職員」を「委員会の所管に属する学校の校長（園長を含む。）及び教員」とし、第14号と同じく対象を改めて定義するものでございます。

なお、第15号の対象者につきましては、教育公務員特例法の改正により、今後教育委員会が教員の資質の向上を図るための指標を策定することとなるため、併せて指標の決定に係る規定を加えるものでございます。

本規則の施行日は、平成29年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。基本的にこの内容についても権限移譲に伴うもので、本市が独自にやるという内容ではありません。いかがですか。特にご質問、ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、これより採決を行います。

議案第20号、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第20号は可決されました。

相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
相模原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
野村教育長 次に日程7、議案第21号、相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、及び日程8、議案第22号、相模原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についての2つの議案は関連がありますので、事務局から一括して提案説明を行い、審議した後、個別に採決を行います。それでは事務局より説明をいたします。

大用教育総務室長 議案第21号及び第22号につきましては関連がございますので、続けてご説明をさせていただきます。

議案第21号の相模原市教育委員会職員の職の設置に関する規則につきましては、規則の名称にもありますとおり、本市教育委員会の職員の全ての職に関する規定を定めるものでございますが、法律により置かなければならないと規定されております校長、教諭、養護教諭などの職につきましては、この規則には定めてございません。

また、議案第22号の相模原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則につきましては、学校の管理運営に関する事項が規定されておりますが、これまで県費負担教職員でありました学校の職員につきましては、この規則に幾つか職が規定されてございます。

今回の規則改正におきましては、これら職員の職の設置に関する規定につきましては、議案第21号の職の設置に関する規則へ集約、または見直しを行い、議案第22号の小学校及び中学校の管理運営に関する規則からは、削除するとともにその他所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案第21号、相模原市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立小学校及び中学校への副校長の配置に伴いまして、学校に勤務する職員の職の設置に係る規定の追加、その他所要の改正をするもので、相模原市教育委員

会教育長に対する事務委任に関する規則第2条第1項第7号の規定により、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、議案第21号関係資料をご覧いただきたいと存じます。改正する規則の新旧対照表になってございます。

まず1ページをご覧いただきたいと存じます。第2条は教育委員会の職員の種類について定めておりますが、新たに「教育職員」と「学校事務職員」を追加するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページの下段をご覧いただきたいと存じます。第5条第1項といたしまして、学校における職の規定を追加するものでございます。こちらは学校教育法に規定されております、小学校または中学校に置くことができる職につきまして、本市といたしましては、「副校長」の職を本規則に明確に規定するものでございます。第2項につきましては、「主幹教諭としての総括教諭」の職を置くことができる規定を追加するものでございます。第3項、第4項につきましては、総括教諭の職務を規定するものでございます。

次に、第6条をご覧いただきたいと存じます。こちらは学校教育法に規定されております、「事務職員」について規定したものでございます。第1項では、学校事務職員の職位に基づいた職名を規定し、第2項から第5項につきましては、その職務内容を規定してございます。

次に、5ページをご覧ください。第9条につきましては、職に充てる職員について規定しておりますが、第2項では、第5条の規定により置かれた副校長または総括教諭には、教育職員をもって充て、第3項は、第6条の規定により置かれた学校の事務職員につきまして、学校事務職員をもって充てることを規定したものでございます。

次に、第11条についてでございますが、教職員の職を本規則に追加したことに伴いまして、臨時的任用職員の対象に女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項の規定による職員を追加したものでございます。

施行期日は、平成29年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第21号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第22号、相模原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、議案第21号、相模原市教育委員会職員の職の設置に関する規則の改正に伴

いまして、相模原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の中の職員の職の設置に係る規定を整理するほか、その他所要の改正をするもので、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により提案するものでございます。

まず、議案第22号関係資料1ページをご覧ください。こちらも新旧対照表になってございます。最初にまず目次についてでございますが、第5章の「職員」に係る規定を相模原市教育委員会職員の職の設置に関する規則へ移し、また、不要となった規定を削除することによりまして、第5章を「職員」を規定する内容から「組織」を規定する内容となりましたことから、変更するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。第14条の2、総括教諭の設置の規定から第19条の職の発令までの規定を削除するものでございます。

次に、もう1枚めくっていただきまして、5ページをご覧ください。第27条の日直等の規定でございますが、学校における非常勤職員の日直につきましては、「命ずることができる」規定に改め、ただし書きによる委託の規定は削除するものでございます。

本規則の施行期日でございますが、平成29年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第22号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 ただいま、説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いをいたします。議案第21号については、これも権限の移譲によって、市の規則の中に教育職員と学校事務職員を位置付けたという、これが主な内容です。

実際に、この2つの議案で、現場の学校運営の中で大きく変わるような部分というのが、もしあれば特出しでお話してください。

大用教育総務室長 基本的には、今、教育長おっしゃったように権限の移譲事務に伴って整理をしたものが主なものでございますが、副校長を置くというのが一番大きな改正ではないかと思っております。

福田委員 副校長を置くということで、実際にそうしますと、本市では教頭職という人たちの処遇といたしますか、4月以降はどの様な形に変わっていくのでしょうか。もし、変更することがあれば、教えていただきたいと思います。

野村教育長 基本的には、全ての学校に副校長となるのです。

福田委員 教頭職はなしということ。

野村教育長　そういうことです。これまで以上に権限という部分が副校長になることで増えると。マネジメント上の所掌が増えていくということです。

福田委員　従来は、教頭ということで、副校長を置くことによってマネジメントサイドのところを強化していくという、そういう全般的な流れの中で副校長が置かれて、教頭と併任の場合もあると、相模原市ではないのですけれども。そして、教頭は教員の方の指導・管理というような側面をもつものだと、私は理解しておりました。そうなりますと、本市では総括教諭が、その任に当たると理解してよろしいのでしょうか。

佐野教職員課担当課長　副校長の使命につきましては、先ほど教育長の発言のとおり、一定の決裁権をもって学校のマネジメント力の強化、及び効率的な事務の執行を目指したものでございます。

本市の総括教諭についての役割ですが、平成18年に本市を含む神奈川県で総括教諭という制度ができました。これについては、教員のグループリーダーになるというものを前提としたものでございます。なお、その後、平成20年に国の方で主幹教諭という制度ができましたので、本市では主幹教諭をもって総括教諭に充てるというふうな整備をさせていただいたものでございます。

福田委員のおっしゃるとおり、教諭のグループリーダーとしてしっかりとしたマネジメントができるようなことを期待した制度でございます。

永井（廣）委員　今まで、教頭先生というのが割と保護者や地元の方々への対応に当たってくださっていたことが多いのですけれども、そのまま副校長という役割になっても、それは変わらないのかということと、そうすると、権限が増えた分、仕事も増えるのではないかとということで、ただでさえお忙しいのに、なおさら忙しくなってしまうことが懸念されるのですが、その辺りのケアとかは、きちんと大丈夫なのか。負担が増えてしまうのではないかと懸念があります。

佐々木教職員課長　ご指摘のとおり、当然地域との窓口は今まで教頭が担っておりましたが、その職務についても副校長が引き継ぐものと考えています。ただ、副校長が独自の決裁権を持つことで、スムーズな事務の執行ができるということを期待するとともに、移譲された権限を活かしまして大規模校等、必要なところには教育委員会の判断で複数の副校長を置くことができるといたしました。それによって、改善を図ってまいりたいと考えています。

永井（博）委員　副校長以外なのですけれども、5ページの新旧対照表の左の旧で第2

7条、新しい方で第20条、「日直を命ずるものとする」と、それから、新しい方では「命ずることができる」、これは何か特別な思いが何かあるのでしょうか。

大用教育総務室長 このことにつきましては、実は、日直という制度をここで廃止をするということを教育委員会としては考えてございます。今までは、各学校に日直を置いて、それを命ずるものとするという規定で置いておりましたが、これからは、日直は、例えば、工事などのときに、どうしてもその管理上、必要なときだけ置くこととなりますので、命ずることができる規定に直したものでございます。また、日直が6月1日から2カ月の期間の猶予の中で、日直がなくなることに伴い代替措置を考えてございます。

1つが、留守番機能を持った電話を全校に設置いたします。それから、もう1つは、一般開放で学校のグラウンドだったり、あるいは体育館を使う団体に対しまして、鍵の受け渡しのためのキーボックスを置くことで、その機能を担保するという工夫を、今、各学校に調整を図りながら進めているところでございます。

野村教育長 目的の1つは、経費の圧縮です。

永井(廣)委員 今の、日直の件に関してなのですけれども、経費の圧縮というのは必要かと思うのですが、今まで日直がいてくださったことによって、例えば、土曜日、日曜日に音楽室を借りて合唱の練習ができてたとか、そういう地域に開かれた学校という形で、地域の団体に音楽室などお貸ししていた学校があるかと思うのですけれども、それが、この日直の廃止によって、借りられなくなってしまった。もう学校で練習ができないということを言われたというお話をちょっとお聞きしまして、そういうものはやはり、土日に校内に入るといふことの管理ができないから、もう貸せないということなのではないでしょうか。

大用教育総務室長 実は、幾つか課題があるのも事実でございます。それは例えば、今、音楽室、それも3階にあっているいろいろな部屋の横を経由しなければたどり着かない、そういうところを使って活動している団体もございます。あと、ほかに、屋内を通らないと出入りができない体育館を持っている学校もございます。これにつきましては、基本的には、このことで市民が使っている活動をできなくするという事は考えてございませんので、それに対する何かしらの代替措置を、今、学校と一緒に別に調整をしている最中で、基本的には使っていただけるように、工夫を考えているところでございます。

福田委員 現行の第29条の学校評議員のことについて、ちょっと教えていただきたい

と思います。

本市では、置くことができるというのは必置ではございませんので、どのような実情になっているのか、学校評議員を置くことによって改善されることがあるかと思うのですけれども、全体としてどれくらい評議員を置いているのか、置いたことによってそういった改善というようなことがあったのかどうなのか、ちょっとその辺のところを教えてください。

江戸谷学校教育課長 今、全校に学校評議員制が敷かれておりますので、基本的にはどの学校にも評議員が置かれていると承知しております。

福田委員 実際に、評議員が参加して会議に入るとか、卒業式等でいらっしゃったりとかということをお見掛けすることはあるのですけれども、どのようなご意見の場があるのでしょうか。

江戸谷学校教育課長 基本的に学校評議員会の中でお話されている内容については、私が承知している範囲では、学校の運営に関わる内容について、子どもの実態であるとか、学校運営の課題であるとか、そういうことについては話されてるということは承知はしておりますが、中身の細かい部分につきましては、把握できておりません。

福田委員 学校説明会とか入学説明会とかで、評議員の方が参加してちょっと距離をおいたところでご意見申し上げますということで、そういう方が学校に対してのコメントをなさるようなことがあって、これは私は意味があるなと思ったことがございました。いい方向に向かっていけるように活動なさっていただければありがたいなと思いました。

野村教育長 学校を回っていてお話を聞いてますと、かなり各校によって関わりは温度差があると聞いています。多分、将来的にはコミュニティスクールですとか、そういった方向を探っていくときに、今の制度をどういうふうに進化させていくのかということ、ご議論願うことになるかと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、これより採決を行います。

はじめに、議案第21号、相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第21号は可決されました。

次に、議案第 2 2 号、相模原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第 2 2 号は可決をされました。

それでは、ここで 1 5 分程度休憩をとります。午後 3 時 4 5 分に再開をいたします。

(休憩・15:30~15:45)

野村教育長 それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

相模原市立公民館長の人事について

野村教育長 次に日程 9、議案第 2 3 号、相模原市立公民館長の人事についてを議題といたします。事務局より説明をいたします。

佐藤生涯学習部長 議案第 2 3 号、相模原市立公民館長の人事につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立公民館長の任期満了に伴う後任館長の任命をいたしたく、ご提案をするものでございます。31名おります公民館長のうち、平成 29 年 3 月 31 日をもって、任期満了となる公民館長が 2 名おります。今回、委嘱いたします 2 名の公民館長は、新任の方が 2 名でございます。委嘱期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。いずれの方々も、社会教育に造詣が深く、公民館運営に熱心に取り組まれている方でございます。それぞれの公民館運営協議会からご推薦をいただきました。

それでは、任命する公民館長についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、1 枚おめくりいただきまして、議案第 2 3 号参考資料をご覧くださいと存じます。

上鶴間公民館館長候補の稲毛易子氏は、新任でございます。稲毛氏は、元相模原市青少年指導員で、現在は 大野南地区民生委員・児童委員をされております。

城山公民館館長候補の八木正夫氏は、新任でございます。八木氏は、元相模原市職員で、津久井教育課長兼津久井中央公民館長をされておりました。

以上で、議案第 2 3 号、相模原市立公民館長の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 ただいま説明が終わりました。この内容につきまして、質疑、ご意見等が

ございましたら、お願いをいたします。

ここに提案するに至る、その経緯、どういう形でこうした人選を進めて来たのかという
うことについて、少し補足の説明をお願いします。

佐藤生涯学習部長 各公民館運営協議会というものがございます。そちらの中に、選考委
員会が設けられて、地元の方の中からふさわしい方を選考し、公民館運営協議会として市
教育委員会の方へ推薦を行い、それを受け、今回提案をさせていただいているという状況
でございます。

野村教育長 いかがでしょうか。特にございませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第23号、相模原市立公民館長の人事についてを原案どおり決するにご異議ござ
いせんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第23号は可決されました。

平成29年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付に係る諮問について

野村教育長 次に日程10、議案第24号、平成29年度相模原市社会教育関係団体へ
の補助金の交付に係る諮問についてを議題といたします。事務局より説明をいたします。

佐藤生涯学習部長 議案第24号、平成29年度相模原市社会教育関係団体への補助金
の交付に係る諮問について、ご説明申し上げます。

本議案は、社会教育法第13条の規定により、社会教育関係団体に対して補助金を交
付する場合には、社会教育委員会議の意見を聴くこととなっていることから、市社会教
育委員会議へ諮問いたしたく、提案するものでございます。

平成29年度の補助金交付対象は、議案にありますとおり3団体でございます。

まず、相模原市立小中学校PTA連絡協議会への補助金は、昨年度補助金額より4万
円減額の12万円でございます。

次に、相模原市地域婦人団体連絡協議会への補助金は、昨年度補助金額より2万2,
000円減額の7万円でございます。

次に、相模原市女性学習グループ連絡協議会への補助金は、昨年度補助金額より1万
円減額の2万円でございます。

また、各団体の概要及び補助対象事業につきましては、議案第24号関係資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、相模原市立小中学校PTA連絡協議会は、相模原市立小中学校の単位PTAとの連携により、その自主的な活動を推進し、児童・生徒の健全な成長を図るとともに、共通の課題の解決にあたることを目的とする団体でございます。補助金対象事業は、広報「市P連さがみはら」の発行並びにホームページの運用でございます。

次に、相模原市地域婦人団体連絡協議会は、単位婦人会相互の連絡調整を図り、その自主的活動を助長する団体でございます。補助金対象事業は、広報「相婦連」の発行並びに環境問題、健康増進、家庭教育等の啓発活動でございます。

次に、相模原市女性学習グループ連絡協議会は、女性学習グループの学習活動と、グループ活動の充実・発展を目指し、グループ相互の連携協調を図り、相模原市の豊かな社会教育の実現を目指す団体でございます。補助金対象事業は、会報「連協ニュース」の発行並びに資料収集、資料集の発行でございます。

以上で、議案第24号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

市全体の補助金の支出に関しては、包括外部監査という外部監査の中でもかなりいろいろ厳しい指摘を受けていまして、補助金の支出については精査に努めるということが非常に求められています。そうした背景もある中での提案でございます。

永井（廣）委員 この補助金が前年度よりマイナス4万円とか2万2,000円、1万円というお話でしたが、このマイナスの割合がやはり各団体によってかなり違うようですが、この削減の決め方というのはどういった基準で決められたのか教えていただければと思います。

藤田生涯学習課長 各団体の決算ですとか資金を少し見させていただいた中で決めさせていただきました。ただ、減額になりますと、当然厳しいという状況はあろうかと思えますので、例えば、広報誌の方へ広告等の掲載、そういうスポンサーを探すようなことを一緒にやっていったり、各団体が困らないようなそういった支援などは併せてやっていくのかなと思っております。

野村教育長 基本は前年の活動実績、かかった費用等を考慮しながら、こういった額に

したという説明です。

その他特にございませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 質疑、ご意見等がございませんので、これより採決を行います。

議案第24号、平成29年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付に係る諮問についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第24号は可決されました。

平成29年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問について

野村教育長 次に日程11、議案第25号、平成29年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問についてを議題といたします。事務局より説明いたします。

佐藤生涯学習部長 議案第25号、平成29年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問について、ご説明申し上げます。

社会教育関係団体であるスポーツ団体に対して補助金を交付する場合には、スポーツ基本法第35条の規定により、スポーツ推進審議会の意見を聴くこととなっていることから、市スポーツ推進審議会へ諮問いたしたく、提案するものでございます。

平成29年度の補助金交付対象は、議案にありますとおり、7団体でございます。

まず、公益財団法人相模原市体育協会への補助金は、昨年度補助金額より484万9,000円減額の7,262万2,000円でございます。

次に、相模原市スポーツ推進委員連絡協議会への補助金は、昨年度補助金額より1万4,000円減額の12万5,000円でございます。

次に、城山体育振興協議会への補助金は、昨年度補助金額より18万円減額の144万4,000円でございます。

次に、津久井地区体育振興会連絡協議会への補助金は、昨年度補助金額より12万円増額の115万6,000円でございます。

次に、相模湖社会体育振興会連絡協議会への補助金は、昨年度補助金額と同額の17万9,000円でございます。

次に、藤野地区スポーツ振興会連絡協議会への補助金は、昨年度補助金額より9,000円減額の16万6,000円でございます。

次に、特定非営利活動法人神奈川県ボート協会への補助金は、昨年度補助金額より17万5,000円減額の113万5,000円でございます。

また、各団体の概要及び補助対象事業につきまして、議案第25号関係資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

公益財団法人相模原市体育協会は、相模原市民のスポーツ活動を振興し、もって心身ともに健康で明るい市民生活の形成に寄与することを目的とする団体でございます。補助金対象事業は、加盟団体や競技会等への助成、並びに職員人件費や事務室の賃借料等への補助金などでございます。

次に、相模原市スポーツ推進委員連絡協議会は、スポーツ推進委員が連絡調整を密にし、業務遂行に必要な研修と相互の親睦を図り、スポーツの振興に寄与することを目的とする団体でございます。補助金対象事業は、各種実技講習会・研修会の開催、広報誌の発行などでございます。

次に、城山体育振興協議会は、地域代表及び関係団体等の相互の連絡調整を図るとともに、住民の体力向上と生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする団体でございます。補助金対象事業は、コミュニティスポーツ大会、しろやま市民マラソンin葉山島、各種スポーツ教室の開催などでございます。

次に、津久井地区体育振興会連絡協議会は、スポーツ・レクリエーションの振興を図り、津久井地区内市民の健康で明るい豊かな生活の形成に寄与することを目的とする団体でございます。補助金対象事業は、ビーチボール競技会の開催、子どもスキー教室実行委員会への助成、地区内の体育振興会への助成などでございます。

次に、相模湖社会体育振興会連絡協議会は、相模湖地区内のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、健康で明るく豊かな生活の形成に寄与し定着させることを目的とする団体でございます。補助金対象事業は、合同ソフトバレーボール大会の開催、地区内の社会体育振興会への助成などでございます。

次に、藤野地区スポーツ振興会連絡協議会は、藤野地区のスポーツ振興会相互の連絡調整及びスポーツ・レクリエーション事業を共同で実施し、もって市民の健康で明るい豊かな生活の形成に寄与することを目的とする団体でございます。補助金対象事業は、マレットゴルフ大会の開催、地区内のスポーツ振興会への助成などでございます。

最後に、特定非営利活動法人神奈川県ボート協会は、神奈川県を拠点としてボート競技の普及及び競技水準の向上により、この競技の振興を図るとともに、ボート人口の増

大を図り、併せて県民の健康維持や生涯スポーツの発展に寄与することを目的とする団体でございます。補助金対象事業は、相模湖レガッタの開催でございます。

以上で、議案第25号の説明を終了させていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 ただいま説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

永井(博)委員 団体が幾つかあるのですが、大幅に減額した団体と、去年程度と、少し減額と、何通りかありますが、それぞれ根拠と申しますか、こういうことを考えてということがありましたら、お答えください。

菊地原スポーツ課長 大きく減額になっている団体につきましては、公益財団法人相模原市体育協会です。こちらは主に管理費の補助でございますけれども、補助対象となっております嘱託職員が1名減となりました関係で、490万円ほど平成29年度は減額となっております。

それから、ほかの協議会関係でございますけれども、減額となっている団体が幾つかございますが、前年度の決算から補助対象の内容を精査をいたしまして、新年度の補助金を決定しております。特に事業が減ったから減額になったということではなくて、実績を見た上で減らせるものは減らせるように精査をして、補助額を決定しているということでございます。

野村教育長 増えているところもありますよね。

菊地原スポーツ課長 増えたところが、津久井地区体育振興会連絡協議会でございますけれども、こちらは、昨年度までは子どもスキー教室実行委員会というのが、旧津久井町の中に別にございまして、平成29年度は、この子どもスキー教室実行委員会が津久井地区体育振興会連絡協議会の中に組織的に組み込まれた関係で、その補助金が増額になったというものでございます。

野村教育長 基本的に減額になったところは、昨年の実績を見てということですね。

永井(博)委員 総予算が低くなっていて減らさなければならぬのはわかりますが、昨年度の決算を見て精査してということは、要するに来年度も同じようにできるのではないかとということでしょうか。つまり、減らしても平気だと、ちょっと乱暴ですけども、そうにもとれるのですけれども、その辺はどうでしょうか。

菊地原スポーツ課長 そのとおりでございます。減額しても事業自体はできるだろう

という判断の下に、補助額を決めさせていただきました。

福田委員 補助金対象が、あまりにもばらつきがあって、これをどういうふうにかえたら良いのか。体育協会については組織の補助等も行っているかと思うのですけれども、城山と津久井の方は活動そのものの、何かそういうものについても支援している。また、実績にそって補助金を出していくという考え方言えば、新たに何かを立ち上げたら出してもらえというようなことになっていくのでしょうか。

菊地原スポーツ課長 議案関係資料をご覧いただきたいと思いますが、実はこの補助団体ごとに設立の目的・性格が異なります。特に、一番大きいのが公益財団法人の相模原市体育協会でございますけれども、これは市の主催する事業をほとんど委託をして実施いただくような大きな団体でございます、組織の維持管理に伴う人件費等を含めまして補助しているものでございます。

それから、2番目のスポーツ推進委員連絡協議会につきましては、これはいわゆる以前は体育指導員と呼ばれていた方々で、各地区で地域のスポーツ活動に協力いただいている方でございますけれども、今、スポーツ推進委員という名称に変わっております。そうした方々が230名ほどいらっしゃいますけれども、この方々が連絡調整をする場として組織されてる協議会でございます、そちらについても研修等を行う関係で市から補助金を出しているというものでございます。

その他の城山体育振興協議会あるいは津久井地区体育振興会連絡協議会、相模湖、藤野とそれぞれ名前は若干異なりますけれども、これらの協議会につきましては、旧相模原市内につきましては以前から公民館単位で体育活動が行われているのに対しまして、旧4町は公民館ではなくて、旧町全体でこのような体育振興会というものを組織して体育活動を行っていた関係で、合併後のその振興協議会に対してそれぞれ補助金を出しているというものでございます。

また、最後になりますが、特定非営利活動法人神奈川県ボート協会につきましては、合併前から行っておりました、相模湖レガッタというボートの大会でございます。これを直接実行していただく関係で、現在も補助金をお出ししているというものでございまして、それぞれ団体の性格が異なりまして、それぞれの実態に合った補助金をお出しをしているというものでございます。

福田委員 県のボート協会の場合は、これは県の事業に市として補助金を出すということでしょうか。

菊地原スポーツ課長 相模湖レガッタというのは、相模原市として実施している事業になります。

野村教育長 いかがですか。他にございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第25号、平成29年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第25号は可決されました。

児童の放課後対策に係る小学校の活用と連携に関する共通の考え方について

野村教育長 続きまして、報告案件1、児童の放課後対策に係る小学校の活用と連携に関する共通の考え方についてにつきまして、事務局より説明をいたします。

大用教育総務室長 それでは、児童の放課後対策に係る小学校の活用と連携に関する共通の考え方について、ご報告申し上げます。

本共通の考え方は、市長部局と教育委員会での検討の場で、小学校長会等、学校からの意見も踏まえながら策定を進めてきたものでございまして、昨年10月の第2回総合教育会議において、今年度を目途に策定を進めることとしていたことから、その内容についてご報告するものでございます。

お手元の資料、【概要版】児童の放課後対策に係る小学校の活用と連携に関する共通の考え方をご覧いただきたいと存じます。

まず、1の趣旨でございますが、近年の共働き世帯の増加などに伴い、放課後児童クラブの需要が急増しており、待機児童の解消が喫緊の課題となっております。特に、児童クラブにおいては、待機児童の解消のほか、対象年齢拡大への対応も求められておりますことから、小学校の余裕教室等の効果的な活用を市、学校、教育委員会が連携して推進するものでございます。

次に、2の活用検討に関する考え方でございますが、小学校の余裕教室等の活用を検討するにあたりましては、児童クラブ所管部局と学校・教育委員会が互いの事情を理解しあい、増大する児童クラブの需要をできる限り吸収できるよう協力・連携し、創意・工夫により教室等の効果的・効率的な活用策を検討することとしております。

また、検討の結果、学校運営に支障が生じてしまう場合は、既に進めている民間事業者の参入促進に加え、学校周辺の公共施設等の活用なども検討することとしております。

続いて、1枚おめくりいただきまして2ページをご覧ください。検討の流れでございますが、児童クラブ所管部局が将来児童推計や、児童クラブの待機児童の状況等を踏まえながら、余裕教室等の活用を検討する必要がある学校について、学校・教育委員会との検討結果をもとに、児童クラブ室の整備を進めることとしております。

3の整備・管理運営に関する考え方についてでございます。小学校の余裕教室を活用する場合には、3ページの整備・管理運営モデルの例のように、児童クラブ所管部局と学校との間で取り決めを行い、管理責任体制等の明確化を図るとともに、安全確保を最優先に効率的な整備・改修、管理運営を行うこととしております。

続いて、4ページをご覧いただきたいと存じます。4の市長部局と学校・教育委員会との連携に関する考え方についてでございます。余裕教室等の活用検討や整備・管理運営に関して、学校運営への影響が無く安全で効果的な活用が図れるよう、児童クラブ所管部局と学校・教育委員会が、緊密に情報の共有、連携・協力を行うこととしております。また、個別の学校の活用検討に際しましては、児童クラブ所管部局と学校・教育委員会とで協議を行い、本共通の考え方に影響が及ぶなど、学校全体に関わる事項につきましては、既設の放課後子ども総合プラン推進会議で協議するとともに、小中学校長会や小学校長会等の意見を伺うなどして、調整をすることとしております。

以上で、ご報告を終わります。

野村教育長 ただいま説明が終わりました。このことにつきまして、質問等ございましたらお願いをいたします。

基本的な内容については、昨年10月、市長との総合教育会議の中でも議題として一定の方向性が得られた内容です。

福田委員 放課後児童の対策ということでは、もう随分前から本市でも立ち上げられて随分進んでいるかのように思ったのですが、なかなかまだ子どもたちの放課後の、やはり居場所ということと同時に、そこが子どもたちにとっても楽しい、かつ、学びと言いますか、やはり子どもの成長・発達を保障する場になっていかなければいけないと、私自身は考えておりました。そういう観点からも、ぜひ場所を確保し、かつ、よりよい遊びの場、学びの場になるような、そういう施策の方に少しバージョンアップしていただきたいと思いますということをお願いしたい。今度、これから設置されるこども・若者未

来局では、さらにそういう方向に向かっていくだろうと、私は期待しております。

野村教育長 他にございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に係る本市の分析結果について
野村教育長 それでは次に、報告案件2、平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に係る本市の分析結果について、につきまして、事務局より説明をいたします。

土肥学校教育部長 平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に係る調査結果の概要並びに分析結果について、本市ホームページに掲載するものでございます。別添平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査相模原市分析結果についてをご覧くださいたく存じます。

本調査は、小学校第5学年、中学校第2学年の児童生徒を対象として、平成25年度から毎年、悉皆調査として行われ、昨年12月にスポーツ庁から調査結果の報告を受け、学校教育課におきましてデータ分析を行い、これまで同様、ホームページに分析結果等を掲載するものでございます。本分析結果を学校だけでなく、保護者や地域にも情報を発信することで、児童生徒の体力・運動能力等の状況を共有し、体力向上に関する意識を高め、課題改善を図ってまいりたいと考えております。

各学校には、1月にスポーツ庁から学校ごとの結果が送付されており、本市全体の結果概要につきましては、ダイジェスト版を学校教育課から送付するとともに、健康教育担当者会において、本調査から見られる児童生徒の体力等の状況や課題等につきまして、説明を行っております。本分析結果の詳細につきまして、学校教育課長の方からご報告を申し上げます。

江戸谷学校教育課長 別添1枚目の資料をご覧くださいたく存じます。本資料は、今回の調査分析結果を総括的に示したものでございます。上段に本市の特徴的な実技調査結果について示すとともに、中段以降に今後推進していくこととした3点、そして、大切にしていきたいこととして、運動が好きである児童生徒と心理的な面との関係、運動習慣、生活習慣を見直すきっかけとして、家庭で話題にしてほしいことについて示してございます。

次に、別添のとじ込み資料をご覧くださいたく存じます。

まず最初に、本資料の紙面構成についてご説明をさせていただきます。

表紙 1 枚目につきましては、本資料に関する実施日、目的、調査事項などの概要について記載をしております。表紙裏面の 1 ページは、「実技に関する調査の概要と状況」として、本調査の小学校並びに中学校の全国と市の状況、市と全国との比較について示してございます。

2 ページは、各種目における本市の詳細について示しております。

3 ページは、「実技に関する調査の成果と課題」について、成果のあった 2 種目と、重点課題の 1 種目について取り上げております。

4 ページから 5 ページは、「質問紙調査の概要」として、4 ページに児童生徒質問紙の回答状況と全国との比較、5 ページに学校質問紙、体格と肥満、体力テストの実施率について示しております。

6 ページは、「体力向上に向けて」と題しまして、主に今後の教育委員会としての取り組み内容を示しております。

7 ページは、「家庭・地域にお願いしたいこと」といたしまして、生涯スポーツの重要性から学校以外の場でも、取り組んでいきたいことについて、家庭・地域にお願いをしております。

8 ページは、「体力向上に向けた学校の取組」といたしまして、平成 27 年度から教育委員会で授業の重点として取り上げております「見通しと振り返り」、「言語活動の質の充実」の 2 点につきまして、小中学校で体育の授業で具体的に取り組んでいる内容について示してございます。

最後 9 ページ以降につきましては、市内の学校で取り組まれている実践事例を参考資料として掲載をしております。

それでは、1 ページにお戻りいただきまして、順番に説明をさせていただきます。

1 ページでございます。「実技に関する調査の概要」について示しております。上段に新体力テストの種目と、体力合計点の算出の仕方について示しております。

中段は、全国の状況について、それぞれの種目と体力合計点の全国平均値を数値で示しております。

下段は全国と比較した相模原市の状況を数値は用いずに、前年度の結果との比較、全国と相模原との比較を示しました。

表の見方について、説明をいたします。小学校男子の「反復横とび」の欄をご覧ください。上向きの矢印は、この種目が昨年度調査よりも記録が上昇していることを示して

おります。下線部は、平成25年度からの悉皆調査開始以来、過去最高値を示しております。下向きの黒三角は、全国平均値と比較すると低い状況にあるということを示しております。相模原市全体の結果は、昨年度より記録が上昇した種目が23種目あり、体力合計点も全ての学年におきまして、平成25年度の悉皆調査開始以来、過去最高値を示しており、全国との差も縮まってきている状況でございます。市全体としましては、体力向上傾向が見られると考えております。

2ページでございます。「実技に関する調査の本市の状況」として、先ほどの相模原市の状況の詳細について示してございます。小中学校それぞれで課題が見られますが、サイドステップを20秒間で何回できるかを計測いたします、「反復横とび」は小学校中学校ともに全国よりも低く、引き続き小中学校共通の重点課題種目としております。

3ページでございます。「実技に関する調査の成果と課題」といたしまして、平成28年度の結果で全国と同様、学年によっては全国平均を超えている「長座体前屈」と、中学校の「ハンドボール投げ」がよい結果であったことを成果として示し、重点課題種目である「反復横とび」につきまして、動きの習得と年齢に関するデータを示すとともに、低学年での多様な動きを学ぶことの重要性について示しております。

4ページでございます。「児童生徒質問紙調査の概要」について示しております。今年度より、質問項目に達成感や挑戦意欲、自己肯定感に関する心理的側面への質問が新たに追加されております。2段目には、それらの項目を含めた主な項目における全国の状況を示し、3段目には、相模原市の状況について、全国との比較を示しております。相模原市では、中2女子で「運動やスポーツは自分にとって大切、やや大切」がやや低く、小中女子で「失敗を恐れないで挑戦する」、「自分にはよいところがある」がやや低い状況となっております。

5ページでございます。上段は昨年度より教育委員会で授業の重点として取り上げております、「見通しと振り返り」、「言語活動の質の充実」と児童生徒質問紙調査の結果について示しております。中段以降は学校質問紙調査、体格と肥満度による調査、実技に関する調査の全学年実施率につきまして、市の状況を示しております。平成25年の悉皆調査開始以来、小学校での全学年実施率は上昇しておりまして、資料にはございませんが、来年度の調査対象となる今年度の小学校4年生での実施率は88%を超えております。5年生になりまして初めて、新体力テストを受ける児童がいなくなるよう、今後も全学年実施率を上昇させてまいりたいと考えております。

6ページでございます。「体力向上に向けて」と題しまして、上段に体力合計点と児童生徒質問紙の内容について、その相関関係を示しております。今年度より新たに追加された心理的側面に関する質問に肯定的に回答している児童生徒ほど、体力合計点が高い傾向にあることが伺えます。下段は、本市教育委員会の取組といたしまして、体力向上に係る実践事例の紹介から、新体力テストの実施に向けた取組への支援まで、5点を挙げさせていただきました。

7ページでございます。「家庭・地域にお願いしたいこと」といたしまして、上段は児童生徒質問紙の調査結果で、自己肯定感等の心理的側面と運動が好きという回答との相関関係が見られることから、運動が好きであることが身体的な成長だけでなく意欲などの精神的な成長にもつながっていく可能性があることを示してございます。運動に親しむきっかけとしまして、家庭からの積極的な運動のすすめや生活習慣についての見直しなど、家庭への協力をお願いしております。

下段の地域にお願いしたいことでは、運動部、部活動、スポーツクラブ以外で運動をよくしている児童は、体力合計点が高い傾向が見られることから、学校やスポーツクラブ以外で運動に十分親しむことができていない児童生徒を支えていただけるよう、地域の方々に協力をお願いをしております。

8ページでございます。体力向上に向けた学校の取り組みといたしまして、教育委員会が考える授業の重点がどのように授業の中で行われ、どのような児童生徒の姿を目指しているのかを示しております。

9ページは、体育の研究校である川尻小学校と光が丘小学校の研究実践について紹介をしております。

10ページは、体力づくりを積極的に推進をしております相原小学校と中央中学校の事例を掲載いたしまして、学校が取り組んでいる内容について広く知っていただくことで、体力向上について、市内にさらに広げてまいりたいと考えております

以上、報告をさせていただきました。

野村教育長 説明が終わりました。ただいまの内容について、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

福田委員 今回、例年よりも大分改善されてきたということで、非常にうれしく思います。授業の実践事例も出ていましてとてもよくわかりやすい説明がついていますので、やはりこうしたことを共有していただいて、これからの指導の方針にも活かせるように

していただきたいと思います。

永井（博）委員 矢印が上に向いていて、今、お話があったようにとてもうれしいことだと思っています。2ページは「反復横とび」が重点課題だということで、どうしてこれがよくないのかなというのが1つと、平成25年からの悉皆調査開始以来、多くの種目で過去最高値となったということでとてもうれしいのですが、何か具体的な対策をしてこうなったものなのか、日常的に体育の授業等でということなのかもしれませんが、モデル校といいますか2つの学校が紹介されていましたが、多くの学校ではどのような取り組みをされたということなのか、その辺のことも分析されていたら、お聞きします。

江戸谷学校教育課長 「反復横とび」に関する本市の課題でございますが、ここは敏捷性を計る調査でございます。そういった意味では子どもたちが、その敏捷性に関わる日常的な動きという部分では、あまり生活の中に結び付いた動きになっていないということがあるのかなと考えるところでございます。

本市において、今回の結果が向上している理由といたしまして、まずは授業改善が図られていると考えております。先ほど私の方からもお伝えをしました、「運動やスポーツをすることが好き、やや好き」、「体育の授業が楽しい、やや楽しい」といった子どもたちも平成25年度から上昇傾向にございます。そういった意味では、子どもたちが体を動かすことについて非常に楽しんで動いていると、意欲的になっているということが伺えます。

あと、もう1つは、本調査は小学校5年生、中学校2年生で行われるところでございますが、全学年実施率が上がっているということは大変大きな成果だと思っております。子どもたちが日ごろ自分の体力をしっかり自分自身で把握をいたしまして、次の目標をしっかりイメージするという意味では、次、どういったところに挑戦をしていけばいいのか、あと何回とべばいいのか、自分自身がしっかり目標をもって体育の授業に取り組んで行くという姿勢が少しずつ現れているのかなと感じております。

日常の授業の部分につきましては、本当に各学校で取り組む内容が多岐にわたっておりますが、基本的には体力調査の内容を授業の中で取り入れているというよりは、むしろ、子どもたちが楽しく体を動かせるよう、そういった様々な取り組みを多岐に行っていると認識をしております。

福田委員 5ページの肥満度のところが大変気になるデータでございます。神奈川県痩身傾向児の出現率が小5女子、中2男女で全国において最も高い値ということで、本

市の中2女子はその神奈川県よりももっと高くなっているというようなことで、かなり心配されるわけですが、やはり健康で元気に生き抜けるというようなことで、理想的な体型みたいなことの意識の醸成と言いますか、教育に関わってくることなのか、なかなか難しい面がありますが、これはやはりご家庭でも共有していただき、給食をはじめ、やはり健康に物を食べて、そしてそれが体づくりになるのだということの認識を深めていくような取り組みをお願いしたいなと思います。

野村教育長 この瘦身傾向が強いというのは、何か分析はされているのでしょうか。

江戸谷学校教育課長 ここの部分については、正確なデータを持ち合わせてございません。神奈川県の方でもかなり厳しい状況がございますので、県教育委員会と連携をしながら、こういった部分についてどういったことが影響しているのか、食生活であったり、もしくは日常の生活であったりというところを今後の課題解決に迫ってまいりたいと考えております。

野村教育長 7ページにまとめていただいていますけれど、やはり体力の向上も学力の向上と同様に、生活習慣とか学習意欲とか、そういった部分と非常に関連性が高いという分析をされて、その通りだと思っています。やはりその辺を家庭に対しても、意識を高めていただくことが大変大事だと思いますけれども、例えば、「学校だより」ですとか、そういった部分でこういった結果のフィードバックみたいなことは、それぞれの学校でされていますか。

江戸谷学校教育課長 学校の方では本調査結果につきまして、各学校でやはり分析をしていただきまして、「学校だより」等で家庭、地域に発信をしているところでございます。あと、教育委員会としましては、本調査結果につきましては、市PTA連絡協議会の方に総合的に家庭の協力が得られるようにということで情報の提供を行っているところでございます。

永井(廣)委員 地域の皆様をお願いしたいことというのが7ページにあるのですが、私も自分の子どもを小学生のときに、地域のドッジボールチームに入れたことによって、ものすごく体力もつきましてし、ご飯もよく食べ、夜もよく寝るようになりましたので、すごくよかったなと本当に実感しているのですが、そういうドッジボールのチームも昔は各自治体ごとにあったのですが、今は各小学校に1個あるかないか、どんどん減っていく状態なのです、人が集まらずに。何でだろうと思ったら、やはり親の出番が多いのです。お当番があったりとか、そういうことで、多分、男の子に対する

面倒は結構サッカーとか野球チームで見のお母さんも、女の子に関してあまり積極的に関わらないことも多いのかなとか、土日働いているお母さんも結構多いです、あとは、ダンスを習っているお子さんも多いので、皆さん運動していないというわけではないのかなとは思いますが、こういう数値に現れない運動と言うのですか、そういうことが多いのかなとも思うのですが、親が関われないことに関して、やはり地域の、お子さんが大きくなっていらっしゃる方がコーチとして、面倒をみてくださることも多いのですけれども、なかなかやる場所がなく、どんどん減っているということもあるのではないかなと思うのです。地域で何かできることというのは、多分地域の大人たちも皆さん関わってあげたいと思っていらっしゃる方は多いと思うのですけれども、もう場所がないということで、行政と一緒に取り組めるようなことができないものだろうかと常に考えてはいるのですが。

福田委員 公民館でもぜひ話題にさせていただいて、昔、公民館では、お祭りとか行くと竹馬を作ってくれる方がいて、いろいろそういう体を使ってやるということに関して、お年寄りの方たちが見守ってくださるような場面がありましたけれども、今はやはりなかなか難しい面があるとしても、やはり取り組んで行くということは必要でしょう。

永井（廣）委員 学校でドッジボールをあまりしなくなったりしているようですが、やはり緊張感もあるし、手軽にできていろいろなところをバランスよく鍛えられるという意味で、ドッジボールってものすごくいいなと思うのですが、相模原は結構全国的に見て強いチームも存在しています。一部かも知れないですけど。それなのに、なかなか数値が伸びないというのはちょっと残念なところではあるのです。すごく楽しいスポーツだと思います。なので、みんながもっと楽しんでそういうものに親しむことができるよう、何とかできないかなということと、中学校の部活動でもボールを投げられる部活動というのは限られてきてしまうので、そういうところも、もうちょっと何とか改善できないかなという気がするのですけれど。

藤田生涯学習課長 公民館はたくさんの方が集まってくださる場所でございますので、こうしたご提案を公民館に伝えまして、困っている学校、地域の方の相談にのれるように組織づくりを進められたらと思います。

野村教育長 永井委員がおっしゃったように、なかなか保護者が時間をとって関われないというのが1つ問題があります。だから、やはり地域が出ていかないとなかなか進まないと思います。いろいろな競技団体があって、私も幾つかいろいろなものを見せて

いただきましたけれど、結構、中高年の方が盛んにスポーツされているのですよ。パウンドテニスであったり。ですから、そういった競技をされている地域の方にも機会があるごとに、ぜひ、子どもを誘ってくださいとお声がけを始めています。

福田委員 大学生のボランティアも学習だけでなく、そういった体を使ったところのボランティアをしていただくのもいいですね。

野村教育長 では、この件についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、ここで次回の会議予定日を確認させていただきます。3月につきましては、臨時会が予定されております。3月臨時会を3月30日木曜日、午後2時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、3月臨時会は3月30日木曜日、午後2時30分からの開催予定といたします。

ここで、休憩といたします。なお、再開後の審議については、公開しない会議といたしますので、傍聴の方と関係する職員以外の方は退室してください。午後5時に再開いたします。

(休憩・16:43～17:00)

野村教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

相模原市岩本育英奨学金奨学生の決定について

(公開しない会議 原案どおり可決)

相模原市奨学金奨学生の決定について

(公開しない会議 原案どおり可決)

野村教育長 以上で本日の日程は全て終了いたしましたこれをもちまして、定例会を閉会いたします。

閉 会

午後5時38分 閉会